

## 消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成 22 年 11 月 26 日

消費者委員会

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
43	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>	消費者庁 関係省庁等	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成 22 年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
46	<p>改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。</p>	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
60	<p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。

62	<p>無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。</p>	金融庁	引き続き検討します。
64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。振込め詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後に犯罪に利用された口座ではなかったことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。</p>	金融庁 財務省	<p>前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。</p>

消費者基本計画の検証・評価・監視  
施策におけるヒアリング項目について

平成 22 年 11 月 26 日  
消費者委員会

施策番号 43

- Q 1 消費者保護関連法の執行は厳正に行われているか。
- Q 2 以下の個別の事案の被害状況について把握がされているか、対策についてどう考えているか。
- 投資用マンション販売、高齢者所有不動産の仲介等での悪質な手口による被害
- 各種の海外留学の斡旋事業者に対する契約トラブルや倒産による被害
- 保証人紹介ビジネスのトラブルと被害

施策番号 46

- Q 1 多重債務問題改善プログラム、改正貸金業法フォローアップチームのフォロー結果はどうなっているか。それにもとづく有効な対策は講じられているか。
- 総量規制、及び特に主婦への貸付の運用実績はどうなっているか、把握しているか。
- ヤミ金対策はきちんとされているか、特にいわゆるソフトヤミ金が多発しているとの報道があるが、実態はどうか。
- クレジットカードのショッピング枠の現金化による脱法行為が社会問題になっているが、その対策はどう考えているか。
- セーフティネットの整備（生活福祉資金貸付制度、地域生協、労働金庫、NPOバンクなど）はどう進められているか。十分でないとする、どのような対策を講じようとしているか。

施策番号 60, 62

- Q 1 未公開株、社債、投資ファンド等の取引被害は減少していない。実情をどう把握しているか。
- Q 2 消費者委員会が提言した事項（民事ルールの整備、制裁措置の検討・導入、等）への対処について
- 民事ルールの整備について
- 無登録業者による金融商品の販売を無効、もしくは取り消すことを金

融商品販売法等関連法案に規定することについて。

特定商取引法の適用対象を拡大することについて。

50人未満の社債の発行だとして、配当率等を少しだけ変えた各種社債が多く被害を生み出している。対策を講じているか。

違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入について

無登録業者に対しても効果的な行政対応について

悪質な事業者名の公表について。

無登録事業者に対しても裁判所に対する行為の禁止または停止の命令の申し立て制度を活用することについて。

さらに、裁判所に申し立てるだけでなく、金融庁自ら差し止めをできる制度改正を考えるべきではないか。(特定商取引法は無届、無認可に関わりなく行政処分をしている。金融商品取引法はきわめて発動しにくい制度で現実に運用されていない)

不招請勧誘の禁止規定の拡大について

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制の見直しについて、仕組債についても不招請勧誘の禁止規制を導入すべきではないか。

未公開株取引にも拡張できないか。

なお、前回のヒアリングでは、日本証券業協会において未公開株について規制のあり方を検討するとされた。しかし、広報活動による注意喚起、専用コールセンターの設置のみとなっている。自主規制では限界があるのではないか。

金融取引を装った詐欺、悪質な取引があとを絶たない、特に、高齢者が狙われている。実情の把握、とるべき対策の検討に早急に着手すべきだと考えるが、いかがか。

#### 施策番号 64

Q1 振込め詐欺救済法の運用の実情、特に 口座凍結要請の件数、要請元(警察、弁護士等)の別、 被害者への還付の件数と金額、これらの推移はどうなっているか。

Q2 被害者に還付されないまま口座凍結された資金(預金保険機構に納められた納付金)の運用の検討状況はどうか。財産被害だけに還付率向上や被害抑止に使うべきではないか。